

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

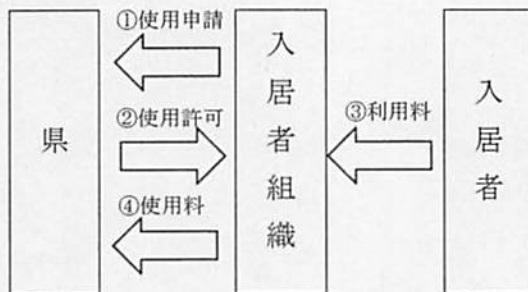
県営住宅の駐車場の管理および運営を県が直接行うこととするため、および公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）の一部改正に伴う必要な規定の整理を行うため、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

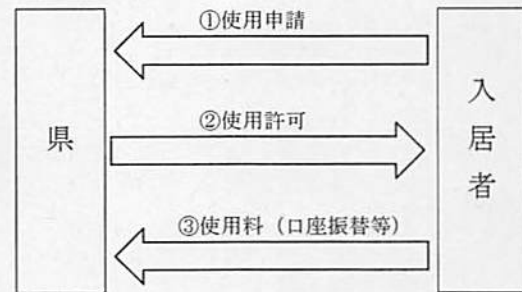
- (1) 公営住宅法施行規則の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。（第 12 条関係）
- (2) 県営住宅の駐車場の管理および運営を県が直接行うこととするため、駐車場の使用手続、使用料その他の必要な事項について定めることとします。（第 35 条の 2～第 35 条の 7 関係）
- (3) その他

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。（一部については、公布の日から施行）

○現在



○条例化後



- ① 対象団地 25 団地(県営住宅の敷地内に戸数に見合う台数のスペースが確保できる団地)
- ② 使用許可 入居者および同居者等

3 スケジュール

9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
	常任委員会報告	11 月議会上程					新たな 管理・運営 スタート
	条例原案作成・調整						
	住民説明会			諸手続き等			

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県営住宅の駐車場の管理および運営を県が直接行うこととするため、および公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）の一部改正に伴う必要な規定の整理を行うため、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 公営住宅法施行規則の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。（第 12 条関係）
- (2) 県営住宅の駐車場の管理および運営を県が直接行うこととするため、駐車場の使用手続、使用料その他の必要な事項について定めることとします。（第 35 条の 2～第 35 条の 7 関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)およびイの一部については、公布の日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

（3）共同施設 法第 2 条第 9 号に規定する共同施設をいう。

第 12 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 23 条第 2 項中「前項」を「前項ただし書」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項ただし書」に改める。

第 31 条の見出しを「（県営住宅の使用料）」に改める。

第 32 条の見出しを「（社会福祉法人等による県営住宅の使用についての準用）」に改める。

第 35 条の次に次の 6 条を加える。

（駐車場の使用者の資格）

第 35 条の 2 駐車場を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）県営住宅の入居者または第 30 条第 1 項の規定による許可を受けた社会福祉法人等であること。

（2）自ら使用し、または同居者に使用させるために駐車場を必要としていること。

（3）第 29 条第 1 項の規定による県営住宅の明渡しの請求を受けていないこと。

（駐車場の使用の申込み）

第 35 条の 3 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

（駐車場の使用者の決定）

第 35 条の 4 知事は、前条の規定により駐車場の使用の申込みをした者のうち第 35 条の 2 に規定する者（以下「駐車場使用申込者」という。）を駐車場の使用者として決定するものとする。

2 駐車場使用申込者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、知事は、公開抽選により駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、駐車場使用申込者に身体障害その他の駐車場の使用について配慮を必要とする事情がある場合には、公開抽選によらないで当該駐車場使用申込者を駐車場の使用者として決定することができる。

- 3 知事は、前2項の規定により駐車場の使用者を決定したときは、その旨を当該駐車場の使用者として決定した者に対し、通知するものとする。

(駐車場の使用料)

第35条の5 駐車場の使用者は、近傍同種の駐車場の使用料の額以下で別に定める額の駐車場の使用料を支払わなければならない。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、駐車場の使用料の減免または徴収猶予をすることができる。

(駐車場の明渡し)

第35条の6 知事は、駐車場の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該駐車場の使用者に対して、当該駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によつて駐車場を使用したとき。
- (2) 駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場またはその附帯設備を故意にき損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第35条の2に規定する者でなくなつたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県営住宅または共同施設の管理上必要があると認めるとき。

- 2 前項の規定による請求を受けた駐車場の使用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による請求を行つたときは、当該請求を受けた駐車場の使用者に対して、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(駐車場の使用についての準用)

第35条の7 第14条、第15条、第20条から第22条まで、第23条第1項本文および第28条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項および第23条の改正規定は、公布の日から施行する。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)および(2) 省略 (3) <u>共同施設 児童遊園、共同浴場、集会所その他県営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で規則で定めるものをいう。</u> (4)～(6) 省略 第2条の2～第11条 省略 (収入の申告等) 第12条 省略 2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第8条</u>に規定する方法によるものとする。 第13条～第22条 省略 第23条 省略 2 知事は、<u>前項</u>の承認を与える場合においては、当該入居者が当該県営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状回復または撤去を行うことを条件とするものとする。 3 入居者が<u>第1項</u>の承認を得ずに当該県営住宅を模様替えし、または増築したときは、当該入居者の費用で原状回復または撤去を行わなければならない。	第1条 省略 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)および(2) 省略 (3) <u>共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。</u> (4)～(6) 省略 第2条の2～第11条 省略 (収入の申告等) 第12条 省略 2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第7条</u>に規定する方法によるものとする。 第13条～第22条 省略 第23条 省略 2 知事は、<u>前項ただし書</u>の承認を与える場合においては、当該入居者が当該県営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状回復または撤去を行うことを条件とするものとする。 3 入居者が<u>第1項ただし書</u>の承認を得ずに当該県営住宅を模様替えし、または増築したときは、当該入居者の費用で原状回復または撤去を行わなければならない。

第24条～第30条 省略

(使用料)

第31条 県営住宅を使用している社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で別に定める額の使用料を支払わなければならない。

2 県営住宅を使用している社会福祉法人等が社会福祉事業等において県営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の使用料の額を超えてはならない。

(準用)

第32条 第14条から第23条まで、第27条の2および第28条の規定は、社会福祉法人等による県営住宅の使用について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。

第33条～第35条 省略

(追加)

(追加)

第24条～第30条 省略

(県営住宅の使用料)

第31条 県営住宅を使用している社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で別に定める額の使用料を支払わなければならない。

2 県営住宅を使用している社会福祉法人等が社会福祉事業等において県営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の使用料の額を超えてはならない。

(社会福祉法人等による県営住宅の使用についての準用)

第32条 第14条から第23条まで、第27条の2および第28条の規定は、社会福祉法人等による県営住宅の使用について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。

第33条～第35条 省略

(駐車場の使用者の資格)

第35条の2 駐車場を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県営住宅の入居者または第30条第1項の規定による許可を受けた社会福祉法人等であること。

(2) 自ら使用し、または同居者に使用させるために駐車場を必要としていること。

(3) 第29条第1項の規定による県営住宅の明渡しの請求を受けていないこと。

(駐車場の使用の申込み)

(追加)

第 35 条の 3 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

(駐車場の使用者の決定)

第 35 条の 4 知事は、前条の規定により駐車場の使用の申込みをした者のうち第 35 条の 2 に規定する者（以下「駐車場使用申込者」という。）を駐車場の使用者として決定するものとする。

2 駐車場使用申込者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、知事は、公開抽選により駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、駐車場使用申込者に身体障害その他の駐車場の使用について配慮を必要とする事情がある場合には、公開抽選によらないで当該駐車場使用申込者を駐車場の使用者として決定することができる。

3 知事は、前 2 項の規定により駐車場の使用者を決定したときは、その旨を当該駐車場の使用者として決定した者に対し、通知するものとする。

(駐車場の使用料)

第 35 条の 5 駐車場の使用者は、近傍同種の駐車場の使用料の額以下で別に定める額の駐車場の使用料を支払わなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、駐車場の使用料の減免または徴収猶予をすることができる。

(駐車場の明渡し)

第 35 条の 6 知事は、駐車場の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該駐車場の使用者に対して、当該駐車場の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によつて駐車場を使用したとき。

(2) 駐車場の使用料を 3 月以上滞納したとき。

(3) 駐車場またはその附帯設備を故意にき損したとき。

(追加)

(追加)

(4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(5) 第35条の2に規定する者でなくなつたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、県営住宅または共同施設の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による請求を受けた駐車場の使用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

3 知事は、第1項の規定による請求を行つたときは、当該請求を受けた駐車場の使用者に対して、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(駐車場の使用についての準用)

第35条の7 第14条、第15条、第20条から第22条まで、第23条第1項本文および第28条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。
この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。

(追加)

以下 省略

以下 省略